［別添］

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

平成 19年 2月 6日　四運技安第394号
平成 26年 3月25日　四運技安第553号
平成 27年 3月13日　四運技安第596号
改正　令和　2年12月25日　四運技安第170号
改正　令和　3年 4月 1日　四運技安第 10号
四運自旅第 23号

目　次

第 1　適用
第 2　用語
第 3　基準適用除外の認定を申請することができる自動車
第 4　申請者等
第 5　申請書及び添付資料
第 6　審査
第 7　条件又は期限の付与
第 8　基準適用除外の認定等
第 9　一括基準適用除外の認定の特例
第 10　基準適用除外認定台帳の備付
第 11　行政処分等
第 12　その他

第１　適用

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「移動円滑化基準」という。）第 43 条及び同省令附則第 3 条の規定に基づき、運輸局長が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。

第２　用語

(1)　「高速バス」とは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね 50 キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して、乗合旅客を運送する自動車をいう。

(2)　「定期観光バス」とは、定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送する自動車をいう。

(3)　「空港等アクセスバス」とは、空港又はフェリーターミナル等の乗客の長距離移動のための交通の拠点となる施設を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車をいう。

第３　基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

(1)　地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）（注 1）

(2)　高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車（注 2）

なお、空港等アクセスバスのうち、空港を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車（以下「空港アクセスバス」という。）に係る基準適用除外の認定の申請を行う場合（高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。）においては、別途「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて」（以下「空港アクセスバス認定取扱い」という。）の要件を満たすことが必要になる場合があるので、申請に当たって留意されたい。

(3)　幅 2.1m以下であって乗車定員が 23 人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車（注 3）

(4)　車両総重量 5t 以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車（注 4）

(5)　平成 12 年 11 月 14 日までに道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第１項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成 12 年 10 月 31 日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成 13 年 3 月 31 日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの

(6)　前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車（注 5）

第４　申請者等

１　基準適用除外の認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。

２　一般乗合旅客自動車運送事業者から基準適用除外の認定の申請を委任された当該事業者の営業所の長は、前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送事業者に代わって基準適用除外の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

第５　申請書及び添付資料

１　基準適用除外の認定申請をしようとする者は、第 1 号様式の基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各 1 通を当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。

2　前項に規定する申請において、当該申請日前１年以内に基準適用除外の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所に属する自動車について基準適用除外の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所に属するすべての基準適用除外自動車について、当該取消処分を受けた日から６か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の運行実績を添付資料として提出するものとする。

3　第１項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

4　基準適用除外の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は使用の本拠の位置（四国運輸局管内に限る。）について変更があった場合は、認定を受けた運輸局長に対し、第２号様式の基準適用除外認定変更申請書に当該変更内容についての資料を添付し、正本及び副本各一通を速やかに提出するものとする。

5　基準適用除外の認定を受けた者が、その認定に係る自動車について認定の取消しを行う場合は、第４号様式に基準適用除外認定書を添付し、正本及び副本各一通を運輸局長に提出するものとする。

6　運輸局長は、第１項及び第４項並びに第５項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）を経由して行うことができる。この場合、運輸支局長は提出された申請書及び添付資料に不備がないことを確認のうえ受理し、正本１通を運輸局長あて進達するものとする。

第６　審査

運輸局長は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車に係る次の事項について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)　当該自動車の構造又は運行の態様により基準の適用を除外するものとして指定すべき移動円滑化基準の条項

(2)　主な運行経路

(3)　その他の必要事項

第７　条件又は期限の付与

1　運輸局長は、基準適用除外の認定を行う場合は、基準適用除外項目に応じて、必要な条件又は期限を付すことができる。

2　第３第４号に規定する自動車については、運行地域の自治体及び住民と基準の適用除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請があること等を条件として付すものとする。

第８　基準適用除外の認定等

1　地方運輸局長は、第６の規定に基づいて審査した結果、基準適用除外の認定を行うことが適当であると判断した場合は、必要に応じ第７の規定に基づく条件又は期限を付したうえで、基準適用除外の認定を行い、第３号様式による基準適用除外認定書を申請者に交付するものとする。

なお、第5第6項により申請が運輸支局を経由して行われた場合の基準適用除外認定書の交付は、当該運輸支局を経由して行うものとする。

2　運輸局長は、第1項の基準適用除外認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に対し、関係資料を添付のうえ、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。

3　運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の目的を達成することが困難になると認める場合、基準適用除外の認定に付そうとする条件に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準適用除外の認定をしないものとする。この場合において、運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に通知するものとする。

4　運輸局長は、申請が事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

5　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1)　当該申請を補正するために要する期間

(2)　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

(3)　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

第9　一括適用除外の認定の特例

1　第3第3号及び第4号に規定する自動車については、第3の規定にかかわらず、使用者を特定しないで基準適用除外の認定を行うことができるものとする。

2　前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者が行うことができる。

3　第2項の規定に基づく基準適用除外の認定について、第8第3項の規定の適用に当たって、「当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長」とあるのは「管内の運輸支局長」と読み替えるものとする。

4　運輸局長は、第1項の規定に基づき基準適用除外の認定を行い、第3号様式による基準適用除外認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。

5　地方運輸局長は、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準適用除外の認定を受けたものについて、第11第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置が四国運輸局管内の管轄内となるものは、運輸局長による基準適用除外の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

第10　基準適用除外認定台帳の備付

第8の規定に基づき基準適用除外の認定を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに第5号様式による「基準適用除外認定台帳」を備え付けておかなければならない。

なお、第9の規定に基づき一括基準適用除外の認定を受けた自動車を事業用の用に供する場合も同様とする。

第11　行政処分等

1　運輸局長は、基準適用除外の認定を受けた自動車が、法の目的に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件に違反して運行した場合又は基準適用除外の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準適用除外の認定の取消処分を行うものとする。

2　前項の規定は、第9第5項の規定により基準適用除外の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。

3　基準適用除外の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準適用除外の認定は失効するものとする。

(1)　当該自動車の登録がまっ消された場合

(2)　当該自動車の使用の本拠の位置が基準適用除外の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

(3)　当該自動車の使用者が変更（分社化による使用者の変更は除く。）になった場合

(4)　第8第1項の規定により付された基準適用除外の認定の期限を経過している場合

4　運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

第12　その他

1　運輸局長は第3第5号に規定する自動車について第3から第6、第8及び第9までの規定にかかわらず次のとおり基準適用除外の認定を行うことができる。

(1)　基準適用除外の認定は申請の有無にかかわらず、管内に使用の本拠を置く第3第5号に規定する自動車に対し、一括で行うことができる。

(2)　基準の適用を除外するものとして指定すべき移動円滑化基準の条項を定めるものとする。（注6）

(3)　運輸局長は、基準適用除外の認定を行ったときには、直ちに管内の運輸支局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。

(4)　運輸局長は基準適用除外の認定を行ったときには、直ちに他の地方運輸局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。

(5)　運輸局長は基準適用除外の認定を行ったときには、直ちに基準適用除外の認定を行った旨を公示するものとする。

注1　道路の勾配、踏切の構造等により車体と道路とが接触する場合等が該当し、適用除外される基準として次の条文が想定される。

第38条第1項＜第37条第2項、第39条、第40条第1項＞

＜　＞内の条文については、合理的な理由があれば適用除外を認めることとする。

・ただし、このような場合はごく限られた場合のみであると考えられ、本当に走行できないことについて確認できる場合についてのみ（例えば、移動円滑化基準に適合

した自動車の走行実験を実施した、道路の図面上明らかである等)、適用除外を認めることとする。

・車両運用の問題については、当該事由による移動円滑化基準不適合自動車は当該路線のみを走行することを原則とし、当該車両を当該路線以外の路線において使用しなければ、車両数を増加させなければならなくなる等車両の運用が困難になること等について確認ができる場合についてのみ、適用除外を認めることとする。

注２　適用除外される基準として次の条文が想定される。
第 37 条第２項、第 38 条第１項、第 39 条、第 40 条

注３　適用除外される基準として次の条文が想定される。
第 38 条第１項＜第 37 条第 2 項、第 39 条、第 40 条第１項＞
＜　＞内の条文については、合理的な理由があれば適用除外を認めることとする。

注４　適用除外される基準として次の条文が想定される。
第 37 条第２項、第 38 条第１項、第 39 条、第 40 条、第 41 条

注５　積雪地帯固有の事情については、移動円滑化基準に適合する自動車の走行には影響がないと考えられる。(積雪の影響、除雪の不備がある場合にはバスの運行自体が不可能であり、スロープが使用できない期間も１年のうちで限定されている。）ので、地域単位で適用除外とするのではなく、個別事情で該当（移動円滑化基準に適合する自動車では確実に運休回数が多くなる等）することが確認できる場合について例外を認めることとする。

注６　適用除外される条文として次の条文が想定される。
第 37 条第２項、第 38 条第１項、第 39 条、第 40 条、第 41 条

附則
この改正は、平成 27 年２月 26 日から施行する。
この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第１号様式（第５関係）

移動円滑化基準適用除外認定申請書

年　　月　　日

運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　車名及び型式
２　車台番号
３　使用の本拠の位置
４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
５　認定を必要とする理由
６　省略する添付資料

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(3)　車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(4)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
(5)　一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
(6)　省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第２号様式（第５関係）

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年　　月　　日

運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　車台番号
3　認定番号及び認定年月日
4　変更事項及び変更事由
5　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第３号様式（第８関係）

移動円滑化基準適用除外認定書

番　　号
年　　月　　日

殿

地方運輸局長

年　　月　　日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。

記

１　車名及び型式
２　車台番号又は製造番号
３　使用の本拠の位置
４　基準適用除外を認定する条項及び条件
５　基準適用除外の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。
(2)　一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。

第４号様式（第５関係）

移動円滑化基準適用除外認定自動車の認定取消申請書

年　　月　　日

運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の自動車について、適用除外の認定の取消しをしたいので、基準適用除外認定書を添えて申請します。

記

１　車名及び型式
２　自動車登録番号
３　認定番号及び認定年月日
４　取消しを申請する理由

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

運輸支局長　殿

運輸局長

基準適用除外認定の通知について

年　　月　　日付け第　　号で進達のあった標記申請について、別添認定書（写）のとおり認定したので通知する。

なお、認定書本通を添付するので、申請者に交付されたい。

（日本産業規格Ａ列４番）

別表　添付資料一覧表

	車両外観図	使用者の事業内容	主な運行経路図	走行が困難である当該箇所を示した資料	初度検査年等を示した資料	その他認定を必要とすることを証する資料
第３第１号に掲げる自動車	○	○	○	○		○
第３第２号に掲げる自動車	○	○	○			○
第３第３号に掲げる自動車	○	○				○
第３第４号に掲げる自動車	○	○				○
第３第５号に掲げる自動車					○	○
第３第６号に掲げる自動車	○	○	○	○		○

備考　○は、提出を必要とする書面を示す。

第３号第２号に掲げる自動車のうち、空港アクセスバスについては「空港アクセスバス認定取扱い」で規定するところにより提出が必要になる資料も併せて提出すること。

移動円滑化基準適用除外認定台帳

事業者名　　営業所

番号	登録番号	車　名	型　式	認定番号 認定年月日	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
１０					

備考

（１）備考欄には、認定要領第 7 に基づき付された条件又は期限を記載する。

（２）認定要領第 5 第 5 項の取消申請又は第 11 第 1 項の取消処分を受けた場合は＝線（朱線）により抹消するとともに、取消申請年月日又は取消処分の年月日を記載する。

（３）認定要領第 11 第 3 項の規定により、基準適用除外の認定が失効した場合も前号に準じて処理するものとする。なお、備考欄には失効の理由を記載する。